



労 審 発 第 8 9 5 号
平成 29 年 3 月 1 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

労働政策審議会
会長 樋口 美雄



平成29年3月1日付け厚生労働省発基0301第3号をもって諮問のあった「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成29年3月1日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦

「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成29年3月1日付け厚生労働省発基0301第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成29年3月1日

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦 殿

労災保険部会

部会長 岩村 正彦

「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成29年3月1日付け厚生労働省発基0301第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、厚生労働省案は妥当と認める。